

周産期専門医制度規定の改訂について

一般社団法人日本周産期・新生児医学会
専門医制度委員会 委員長 楠田 聡
副委員長 田中 守

一般社団法人 日本周産期・新生児医学会『周産期専門医制度規定』を以下のとおり改訂し、
2016年度の周産期専門医試験より適用とする。

【今回の改訂点】

- (1) 妊娠, 出産, 育児, 介護, 病気等による6か月までの研修中断については申請の上, 研修期間とすることができる。申請には病院に提出した証明書のコピーが必要。
- (2) 新生児専門医の必要研修症例である剖検を「経験することが望ましいもの」とする。